

資料3

羽村市子ども・子育て会議傍聴の定め（改正案）

（趣旨）

第1条 羽村市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定数）

第2条 傍聴人の数は、10人以内とし、この人数を超えるときは先着順により決定する。

（傍聴の手続）

第3条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、会議傍聴人名簿に自己の住所・氏名・連絡先を記述し、指定された席に着席しなければならない。

（傍聴席への入場禁止）

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 示威行為等を行うおそれのある者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方針により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、高笑等会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- (3) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 帽子、腕章、鉢巻き等の類を着用しないこと。
- (5) 会議中にみだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと。
- (6) 傍聴により知り得た情報により、会議若しくは特定の委員を中傷するような行為又は類似する行為を行わないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。

（傍聴人の退場）

第6条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

（会議の非公開）

第7条 会長は、委員に諮り、その過半数が必要と認めたときは、その日の審議会の全部又は一部を非公開とすることができます。

(撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、会議に諮り、その過半数が特に必要と認めた場合においては、条件を付して許可することができる。

(委任)

第9条 この定めによるものほか会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この定めは、平成 年 月 日から施行する。